

3 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項

(1) 認定こども園の普及に係る考え方

県としては、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況やその変化によらず柔軟に利用することができる認定こども園の周知・広報を図り、認定こども園の新設や既存施設からの移行が円滑に実施されるよう、市町村及び施設に対し、必要な助言等を行います。

なお、設置に係る考え方としては、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望のほか、市町村計画における教育・保育の確保策の状況や施設の意向等を踏まえ、市町村ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期を検討していきます。なお、幼稚園が未設置で、かつ、教育ニーズが一定数ある市町村については、認定こども園を設置して教育ニーズに応えられるように働きかけていきます。【P】

(2) 都道府県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期

区域名	目標設置数	設置時期
和歌山市		
海南市		
橋本市		
有田市		
御坊市		
田辺市		
新宮市		
紀の川市		
岩出市		
紀美野町		
かつらぎ町		
九度山町		
高野町		
湯浅町		
広川町		
有田川町		
美浜町		
日高町		
由良町		
印南町		
みなべ町		
日高川町		
白浜町		
上富田町		
すさみ町		
那智勝浦町		
太地町		
古座川町		
北山村		
串本町		

考え方

- ・幼稚園及び認定こども園がなく、かつ、教育ニーズが一定数ある市町村については、最低限の目標（1園）を掲げて、設置を働きかける。
- ・幼稚園及び認定こども園がないが、教育ニーズもないかほとんどない市町村については、当該市町村の判断を尊重する。
- ・それ以外の市町村については、当該市町村の判断を尊重する。